

6月1日は、人権擁護委員の日です！

昭和57年度から、人権擁護委員法（昭和24年5月31日）が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日には人権擁護委員が国民の皆さまの相談に応じる存在として各市町村に配置されていることを伝えるとともに、人権尊重の大切さを呼びかけます。

人権擁護委員は 皆さんの相談役

人権擁護委員は、人権擁護委員法にもとづいて職務を行い、地域のなかで人権尊重の思想を広め、人権侵害がされないように人権擁護活動を行います。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱した民間の人で、任期は3年（再任も可能）です。職務にあたっては、関係者の皆さまの秘密を守ります。

現在、全国で約1万4000人の人権擁護委員が各市町村に配置されていて、大山町内には6人の委員がおられます。

委員の活動は

(1) 常設・特設の相談所などで人権相談に応じます。

人権擁護委員は、特設相談所や自宅などにおいて、面談や電話による人権相談に応じています。

(2) 人権啓発活動として、次のような活動をしています。

● 6月には、全国一斉に「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設します。

● 12月の「人権週間」には、人権尊重の大切さを企業や住民の皆さまに呼びかけます。

● 地元の小学校で「人権の花運動」を行います。花の種や球根を



啓発物品の袋詰め作業をする人権擁護委員

子どもたちが協力して育てることを通じて「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」という人権尊重思想を育みます。

● 「全国中学生人権作文コンテスト」は、次代をなう中学生が豊かな人権感覚を身につけることを目的として行います。

● 小学校や保育所などで子どもたちを対象に「人権教室」を開きます。啓発ビデオや紙芝居などを使用し、思いやりの大切さを伝えます。

専用相談電話

○ **女性**の人権ホットライン

☎0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

ドメスティック・バイオレンスやセクハラ、ストーカー行為など、女性をめぐる人権問題を専門に扱う相談電話です。

○ **子ども**の人権110番

☎0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)

学校におけるいじめや児童虐待など、子どもをめぐる人権問題を専門に扱う相談電話です。